

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年3月26日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「平成14年7月24日に廃止された『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』は何時の頃か復活し、平成22年2月5日に改正されたことになる。よって、当該廃止から当該復活に至る過程（理由等を含む）が分かる記録」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、該当する公文書が存在しないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年4月26日付けで沖縄県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県公安委員会は、条例第21条の規定により、令和3年11月22日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

不存在原因を明らかにし、再処分を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

平成14年7月24日に廃止されたはずの「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」が平成22年2月5日付け沖捜二第127号によって「一部改正」されていることになるが、「改正」のためには廃止された事実と復活された事実がなければならない。

当該廃止の有無は、「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」が廃止されて「告訴等の受理及び処理要領」に一本化されていたかどうかに関わっており、表向きは一本化でありながら、裏では二本立てだと「知能犯罪告訴・告発事件」の隠蔽が容易になるという疑惑が生まれる。

当該疑惑の払拭のため、本件処分の理由につき、その不存在原因が明らかにされ、

当該原因に基づいた疑惑なき真っ当な再処分がなされることを求める。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

告訴等の受理及び処理に関しては、「告訴等の受理及び処理要領の制定について（通達）（平成14年7月24日沖例規搜一第4号ほか）」及び「『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』の一部改正について（通達）（令和2年11月25日付け沖搜二第2846号）」に基づき適正に運用されているところである。

当該開示請求に対する公文書は、保有していないため不存在である。

第5 審査会の判断

審査会は実施機関に対し、弁明書で示す「告訴等の受理及び処理要領の制定について（通達）（平成14年7月24日沖例規搜一第4号ほか）」及び「『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』の一部改正について（通達）（令和2年11月25日付け沖搜二第2846号）」それぞれの改正や廃止を含む当該文書の制定経緯についての説明と、本件請求文書の内容に基づいて改めて公文書の保有の有無について確認を求めた。

その結果、実施機関からは、次のとおり弁明書で示す2つの文書それぞれの制定経緯の説明があり、本件請求文書は存在しない旨の回答があった。

- (1) 「告訴等の受理及び処理要領の制定について（通達）（平成14年7月24日沖例規搜一第4号ほか）」は、具体的に定められていなかった知能犯罪以外の告訴等の取扱いについて一層の適正化を図るため、「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領の制定について（昭和47年5月15日沖例規搜二第2号）」の廃止と同時に新たに制定された例規通達文書である。例規通達文書は、本部長、学校長、機動隊長及び署長が、所属の部下職員に対し、職務運営に関し指揮命令し、又は法令、規則、訓令等の解釈及び運用方針を指示するもので、その内容が永続的規範となるものとして作成された文書である。
- (2) 「『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』の一部改正について（通達）令和2年11月25日付け沖搜二第2846号」は、知能犯罪・告訴事件に係る捜査状況、相談状況等を正確に把握し、告訴・告発の受理・処理を迅速かつ適正に行うために定められ、従前から運用している取扱要領を平成22年2月5日付けで改正し、さらに令和2年11月25日付けで改正された一般通達文書である。一般通達文書は、本部長、部長又は所属長が、所属の部下職員に対し、職務運営の細目的事項について示達するもので例規以外の通達として作成された文書である。

これらの実施機関による説明に不合理及び不自然な点はなく、審査請求人の主張する平成14年7月24日に廃止された例規通達文書である「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」は、平成22年2月5日付けで改正された一般通達文書である「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」として復活したものではないことは、上記(1)及び(2)の説明のとおりである。文書はそれぞれがその制定経緯を異にしており、文書の種別及び内容も異なることは明らかであることから、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年11月22日	諮問書受理
令和3年12月13日	審議（第330回）
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）
令和4年5月23日	審議（第335回）